

「一定の症状を呈するアルコール依存症者を診断した医師から 公安委員会への任意の届出ガイドライン」

日本アルコール関連問題学会

アルコール依存症は回復しうる疾患であるため、アルコール依存症という診断・病名によって一律に届出の対象としてはならない。しかし、アルコール依存症^{*1}であり、かつ下記①～③のいずれかに該当する事例においては、あくまでも任意のものであるが、届出を行うことを考慮すべきである。

届出の手順については、日本医師会「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」（抜粋を後述）を参照していただきたい。また、届出の際に家族ないし関係者の同意は必ずしも必要ではないが、同意を得るよう努める。

- ① 医師・家族の忠告にもかかわらず飲酒運転を繰り返している。

医師または家族が患者自身に対して、飲酒運転を止めるように明確に指示したにもかかわらず、飲酒運転を繰り返し、今後も継続するおそれが強い場合には届出の対象となりうる。

- ② アルコール離脱^{*2}に伴う明らかな幻覚妄想、意識障害やけいれん発作^{*3}（1週間以内）を認める。

アルコール離脱によるけいれん発作は、90%以上は最終飲酒後48時間以内に発生するが、約3%では5日から20日で起こる^{*3, *4}とされる。また、典型的なアルコール離脱症状は出現後1週間以内に消失する^{*4, *5}。よって、このような離脱症状が出現して、1週間以内に自動車を運転しようとする場合には届出の対象となりうる。

- ③ 日常生活に支障をきたす程度の認知機能低下がある。

認知機能の低下が認知症の診断に該当する程度であれば、「わが国における運転免許証に係る認知症等の診断のガイドライン」に準拠する。

なお、病状のため自動車運転による危険が切迫しており、事故を起こす可能性が高い状況であれば、届出または運転させないような手段を講じるように努める。

【注釈解説】

*1: ICD-10に基づく診断とする。

*2: アルコール離脱とは、慢性的なアルコールの影響下から、飲酒を中断あるいは減量することにより生じる変化のことを指す。ICD-10に基づく診断とする。通常は飲酒終了後6時間から24時間後に発生する。

(Mayo-Smith MF. Management of Alcohol Intoxication and Withdrawal. In: *Principles of Addiction*

Medicine. Philadelphia, PA. Lippincott Williams and Wilkens, pp559-572, 2009)。

*3: Victor M, Brausch C. Role of abstinence in the genesis of alcoholic epilepsy. *Epilepsia* 8: p1-20, 1967

*4: Trevisan LA, Boutros N, Petrakas IL, Krystal JH. Complications of alcohol withdrawal pathophysiologic insights. *Alcohol Health Res. World* 22, p61-66, 1998.

*5: Victor M. Adams RD. The effect of alcohol on the nervous system. In: *Metabolic and Toxic Diseases of the Nervous System*. Baltimore, MD: Williams and Wilkens, pp.526-573, 1953

**一定の症状を呈する病気等にある者の運転免許に係る医師から公安委員会への提出の手順
(公益社団法人 日本医師会「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を
診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」より抜粋)**

- (1) 医師は、患者を診察し、上記ガイドライン等を参照して、当該患者が「一定の症状を呈する病気等」に該当すると判断した場合には、運転免許の保有の有無を確認する。
- (2) 当該患者からの聞き取りにより、運転免許の保有の有無が確認できない場合には、公安委員会に確認することができる。
- (3) 運転免許の保有が確認された場合は、当該患者の疾病および症状が自動車の運転に支障を来すおそれがあることを患者に丁寧に説明するとともに、運転をしないよう指導し、診療録に記載する。
- (4) 患者への指導が困難な場合は、その家族等を通じての指導を考慮する。
- (5) 上記(3)、(4)を実施しても当該患者が受け容れず、現に運転している場合には、当該患者の診断結果について、医師は個人情報を含め公安委員会へ届け出る事ができる旨を説明の上、運転をしないよう再度指導し、その旨を診療録に記載する。
- (6) 上記の説明にもかかわらず、一定の症状を呈する病気等の患者が運転免許を保有し、かつ、現に運転している事が明らかな場合には、医師は定められた書式を公安委員会から入手し、必要事項を記入したうえで届け出る事ができる。
届出は公安委員会に持参するか、あるいは書留で郵送する。